

綾瀬市緑の基本計画策定支援業務委託 特記仕様書

第1章 総則

1 策定業務の背景と目的

本市では、平成7年度に綾瀬市緑の基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定し、平成22年度に改定の本編では目標年次を平成42年度とし、中間年次を平成32年度と定めている中で、市民ニーズの多様化や少子高齢化の急激な進行、防災面や市民参加・参画への対応の重要性の高まり、将来的な人口減少の中で市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応しなければならない状況にあります。

平成22年度以降、国では、地球温暖化対策推進法の改正、気候変動の影響への適応計画（平成27年11月）や地球温暖化対策計画（平成28年5月）の閣議決定、都市緑地法の一部を改正する法律（平成29年5月）の施行などが行われました。また、神奈川県では、新たなみどりの計画（平成17年）、緑の回廊構想（平成18年）を引き継ぐ形でかながわ生物多様性計画（平成28年3月）が策定されています。

近年では、生物多様性保全活動促進法（平成23年10月）や生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月）なども踏まえ、緑の施策についても生物多様性の観点から踏まえた新たな展開をみせており、これらに対応した計画が求められています。

このような背景を踏まえながら、策定業務にあたっては、上位関連計画の内容を整理・把握したうえで、既往の「緑の基本計画」を活かしつつ、緑を取り巻く環境の変化、市民の緑に対する意見の反映や現行計画の課題を整理し、緑の将来像とその実現に向けた新たな緑の基本計画を策定することを目的とし、中間に見直しを図るものです。

2 仕様書の適用

- (1) この仕様書は、緑の基本計画を改定するために行う作業方法等を定め、適正な成果を得ることを目的とする。
- (2) 受託者は、本仕様書によるほか、業務委託設計書及び契約書、関係諸法令等に基づき、市担当者の指示に従い誠実に行わなければならない。
- (3) 受託者は、設計書及び仕様書に明記されていないもので、作業の性質上必要な事項については、その処理について市担当者との協議の上で決定することとする。ただし、法令または慣例により履行しなければならない事項については、受託者の負担において処理しなければならない。

3 受託者の義務

受託者は、委託作業の実施にあたり設計の意図を十分に理解したうえで、関係法令を遵守し、契約書、本仕様書、設計書に準拠し作業を行うものとする。

4 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

5 秘密の保持

受託者は、業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

6 主任技術者及び技術者

- (1) 受託者は、主任技術者及び技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

- (2) 主任技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画又は建設環境、あるいは環境部門：自然環境保全）を有し、業務の全般にわたり技術管理を行わなければならない。
実施要領に記載
- (3) 受託者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

7 関係官公庁、その他の手続きや打ち合わせなど

- (1) 管理技術者は、業務実施のために必要な関係官公庁等に対する諸手続きや資料収集などを迅速に処理しなければならない。
- (2) 管理技術者が、関係官公庁等から交渉を受けた場合は、遅滞無くその旨を市担当者に申し出て協議しなければならない。

8 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う瑕疵が発見されたときは、受託者はただちに修正をおこなわなければならない。

9 成果品の引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に記載された提出図書一式を納入し、発注者の検査員の検査をもって業務の完了とする。

10 作業計画書

委託作業に当たっては、事前に作業計画書（工程表）を作成し、市に提出しなければならない。

また、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

11 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は、本仕様書に定めのない事項については、綾瀬市、受託者の協議によるものとする。

12 その他

現地調査等で車両を利用する場合は、作業効率を考慮し、環境基準に適合した車両の使用に努める。（電気自動車、ハイブリットカー、低排出ガス車等の使用）

報告書を電子情報で管理し、紙の使用量を削減するように努める。

調査に使用する OA 機器等の電源管理の徹底を図るように努める。

第2章 業務内容

1 業務内容の概略

制定から10年以上経過し、法制度や総合計画の変更など周囲を取巻く状況も変わっているため、これまでの施策を評価するとともに、これまでの基本方針等を確認して更新する。

2 対象区域

綾瀬市全域を対象とする。(22.14k㎡)(厚木航空基地を含む)

3 平成30年度緑の基本計画 業務内容

平成30年度の作業内容は以下のとおりである。

1) 現行の緑の基本計画の検証

(1) 既存計画の把握・分析

緑の基本計画改訂にあたって、緑の基本理念・基本方針、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化推進のための施策などについて、把握・分析を行う。

(2) 施策の整理

分析した内容に基づいて進められてきた施策、事業等について整理をする。

2) 社会情勢・動向等の整理

国(地球温暖化対策推進法の改正、気候変動の影響への適応計画(平成27年11月)や地球温暖化対策計画(平成28年5月)の閣議決定、都市緑地法の一部を改正する法律(平成29年5月)の施行など)や県(かながわ生物多様性計画(平成28年3月)など)の政策展開や、生物多様性の観点を含む、新たな制度等について整理する。

3) 上位、関連計画の整理

綾瀬市の総合計画を始め、綾瀬市都市計画マスタープラン・綾瀬市環境基本計画・綾瀬市地域防災計画などの分野別行政計画、神奈川県の上位計画・関連計画、その他関連する整備・開発又は保全方針について、緑に関する内容を整理する。

4) 市の概況の整理

(1) 自然的条件調査

市の自然的条件として、気象、地形・地質、植生等について既往資料をもとに把握・整理する。

(2) 社会的条件調査

市の社会的条件として、位置、人口、市街地の状況、産業、都市計画、市街地整備等について既往資料をもとに把握・整理する。

5) 緑の現況調査

(1) 緑被調査

航空写真等をもとに、樹林地(自然林・人工林・二次林、竹林等)、草地、農地、水面、裸地、構造物敷地の分布、面積を調査し、緑被状況図や樹林地分布図等の市内の緑被状況を把握できる資料を作成する。

また、これに基づいて緑被率を算出する

(2) 緑地現況調査

現状で担保されている緑地として、都市公園等の施設緑地、緑地保全地区、生産緑地地区、農用地区、条例による指定緑地などの制度上担保されている地域制緑地の現状を把握・整理し、緑地現況図等を作成する。

(3) 緑化状況調査

公共施設（公園、道路、河川、官公庁施設、学校等）の緑化、民有地（典型的な住宅地等）の緑化について、主に航空写真によって緑化現況を調査する。また、現況や施策（誘導、助成、支援等）の実施状況等について把握・整理する。

6) 関係各課緑関連調査

都市公園以外の公園等の整備、公共公益施設の緑化に関わる課に対して、緑化の現況、今後の施策についての考え方等に関するアンケートを行うための、綾瀬市の補助を行う。

7) 市民意識調査

(1) 既往調査の整理

これまで行われた既往市民意識調査から緑に関わる意見について整理する。

(2) 市民アンケートの実施

市民の中から無作為に対象者をサンプリングし、アンケート調査を実施し、市民の緑に対する意識・意向を整理する。対象者数は、回収率を考慮した上で市民意識を統計的に推計することが可能な数とし、概ね2,500人程度を想定する。なお、アンケートは郵送配布・郵送回収方式とし、綾瀬市が発送・回収を行う。

(3) 市民団体等へのヒアリング

施策検討の基礎資料とするために、必要に応じて、中心商店街、商工会議所・青年会議所、緑化推進団体やグループ等へのアンケート調査や地域で活動する市民団体へのヒアリング等を行う。

8) 中間見直しの課題の整理

上記の調査結果に基づき、中間見直しにあたっての課題を整理する。

9) 中間見直しに伴う重点計画の検討

中間見直しに伴い、以下の重点計画の検討を行う。

(1) 公園再整備計画について

(2) その他必要に応じて提案する。

4 平成31年度緑の基本計画 業務内容

平成31年度の作業内容は以下のとおりである。

1) 緑の基本方針・将来像の検討

前年度の緑の現況の解析・評価等を踏まえ、綾瀬市の緑の基本理念や、市民・事業者・行政が協働して目指すべき綾瀬市の緑の将来像の見直しを行い、必要に応じて概念図等によって表現する。

2) 緑の目標の検討

緑のまちづくりの具体的な指標として、将来像を踏まえた確保すべき緑の目標を検討する。目標の検討に際しては、現計画を踏襲しつつ、必要に応じて、新たな計画の進捗管理に適した目標値を検討する。

3) 緑地の配置方針の検討

緑地の配置方針について、系統別及び総合的な観点から、見直しを行うとともに、緑の特性、市街地整備の方向等をふまえて、緑化推進重点地区の指定等について検討を行う。

4) 緑地の配置方針・緑の推進施策の体系・実現のための方策の整理

緑地の配置方針、緑の推進施策の体系、実現のための方策の各項目及び、計画の実現を推進するために重点的に取り組むべき施策や地域別の緑の施策についても見直しも行い、必要に応じて内容の更新を行う。

また、緑の基本計画を実現していくために、市民や団体などの連携、協働を図るための行政の体制や仕組みと計画の推進を支える条例などの制度についても検討を行う。

5 平成 32 年度緑の基本計画 業務内容

平成 32 年度の作業内容は以下のとおりである。

1) 計画素案の作成

前年度までの検討結果および庁内策定委員会の意見を踏まえ、計画案についてとりまとめる。

2) パブリックコメントの対応

ホームページによる計画案の公表と意見募集を行い、意見を検討の上計画案への反映を行うものとする。

3) 綾瀬市緑の基本計画策定調査報告書及び計画書の作成

2 力年の成果を、綾瀬市緑の基本計画策定調査報告書としてまとめる。また、市民に公表する最終案の緑の基本計画書を作成する。

4) 綾瀬市緑の基本計画概要版の作成

市民への周知を図るために概要版を作成する。

6 策定体制の運営支援

策定委員会は学識経験者、関係団体、公募市民等により構成し、基本的に市で開催・運営するが、必要に応じて支援を行う。なお、庁内調整会議の開催においても同様とし、必要に応じて支援を行う。

策定委員会・・・30年度 2回 / 31年度 3回 / 32年度 1回
会議等の開催回数は、標準回数とする。

第3章 成果品等

1) 平成30年度

中間報告書（A4版製本）	2部
電子データ（CD-R）	1式
その他協議による必要な資料	1式

2) 平成31年度

中間報告書（A4版製本）	2部
電子データ（CD-R）	1式
その他協議による必要な資料	1式

3) 平成32年度

緑の基本計画策定調査報告書 （A4版2色刷一部カラー 120～150ページ）	2部
緑の基本計画書 （A4版2色刷一部カラー 100～120ページ）	200部
緑の基本計画書概要版パンフレット （A4版フルカラー 10ページ）	400部
電子データ（CD-R）	1式
その他協議による必要な資料	1式